

真狩村通学支援事業実施要領

平成 31 年 3 月 29 日
教育委員会告示第 11 号

第 1 条 この要領は、真狩村通学支援事業要綱（以下「要綱」という）第 8 条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 要綱第 4 条の通学のための鉄道及び路線バスは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道 真狩村近隣の駅から 1 路線のものに限る
- (2) 路線バス 真狩村内の停留所から乗降することができる路線バスに限る

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。